

# 平成 29 年度第 2 回 堺市アスベスト対策推進本部会議 議事要旨

日時 平成 29 年 10 月 31 日（火）10 時 00 分～10 時 35 分

場所 市役所本館 4 階 秘書課会議室

## 1 開会

### 危機管理監

5 月 30 日に開催した第 1 回堺市アスベスト対策推進本部会議において、会長である竹山市長より「守るべきは市民の健康との考えから全庁的な取組を進めていく。アスベスト対策は、市有建築物はもとより、民間建築物の解体工事等においても、関係法令を遵守し、アスベストの飛散防止を図ることが、非常に重要であると考えている。各本部員は、しっかりと各々の任務を果たされることを願います」との指示があった。

これを受けて、その後、三つの部会を合計 18 回開催し、それぞれの取組みテーマについて、関係各課が連携し検討を行ってきた。

本日は、現時点の取組みの状況と今後の方向性について各部会から報告させていただく。

## 2 議事

案件（1）について各部会長、事務局から説明 → 資料 1～11

### 総務局長

マニュアル案は今年度内に完成とのことだが、各所管ではマニュアルが施設管理上必要なもの。もっと早くできないか。

### 事務局

庁内で意見照会したところ、かなり多数の意見がきている。修正の上できる限り早く策定していく。

### 市長公室長

報告してもらった調査結果や、取組内容は市民に対してどのように広報していくのか。

### 事務局

調査結果や取組内容については市のホームページで公開していく。

## 産業振興局長

民間建築物の使用建築物が 280 万棟とのことだが、国交省から依頼のあった 300 m<sup>2</sup>以上の不特定多数利用の建築物は、堺市内ではどの位あるのか、これを調査すれば全体のうちのどの位調査したことになるのか。

## アスベスト飛散防止対策部会長（開発調整部長）

300 m<sup>2</sup>以上で対象となる建築物は堺市内では 160 件になる。280 万棟という件数はレベル 3 まで含めた件数。

## 事務局

国交省としては、民間建築物は件数が多いため、段階的に調査し対象を拡大していくということだと思われる。

## 中條副市長

資料 11 だが、北海道や神奈川県は県条例が無いので、市独自で条例を制定したということと、その他の大阪府や他県については府条例、県条例があるから市独自で制定していないということ。新潟については県も市も条例があるようだが、堺市では今後、条例についてはどういった方向性で考えていくつもりか。

## 事務局

そもそも大阪府の条例は大阪府、大阪市、堺市、東大阪市で内容を検討した上で改正した条例である。その経過も踏まえ検討して参りたい。

## 危機管理監

条例については、府条例が本市も検討に加わり改正した経緯もあり、条例を本市独自で新たに作るのか否かについても充分議論する必要がある。様々な角度から各本部員においても御議論いただき、結論を得るべく検討していきたい。

## 狭間副市長

府条例はいつ制定されたのか。現状と合っているのか。

## 事務局

府条例の検討は大気汚染防止法の改正以前に検討されており、大気汚染防止法に上乗せする内容で平成 26 年に改正された。東京都条例等は大気汚染防止法の改正で条例の内容に追いついたが、それ以上の改正はされていない。

### **上下水道局長**

民間解体業者への指導啓発だが、建設リサイクル法で80㎡以上の解体工事は必ず届出がされているのか。無届で短期間で解体するということもあるのでは。

### **アスベスト飛散防止対策部会長（開発調整部長）**

届出がなされていないものもある状況だが、提出率は年々高くなってきており年間千数百件は出てきている。市外業者の届出も多い。

### **危機管理監**

様々な意見をいただいたが、しっかりと議論し、冒頭に申しあげたとおり守るべきは市民の健康という市長の方針のもと対応していく。他にも意見があれば我々に言ってもらえれば、取り入れるべきものは取り入れてすぐ実行していきたい。

## **3 閉会**